

## 福島町長の専決処分事項指定条例

福島町議会の権限に属する事項中、次の各号に掲げる事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」）第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

- (1) 法令上、町の義務に属する1件の金額100万円以下の和解、損害賠償の額の決定
- (2) 会計年度末における町債の借入額の増減、新たな借入れ（一般公共事業財源対策分に限る。）に伴う歳入歳出予算の財源繰替
- (3) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金、基金積立金の増減額の予算補正
- (4) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費の補正に伴う予算補正

### 附 則

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 地方自治法第180条に依る町長の専決処分条例（昭和30年福島町条例第48号）は廃止する。

附 則（平成31年3月13日条例第12号）  
平成31年4月1日から施行する。